

# 「新・金沢市男女共同参画推進行動計画」（仮称）策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

金沢市では、平成 13 年 12 月に「金沢市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現を目指しています。

この条例に基づき、平成 15 年 3 月に「金沢市男女共同参画推進行動計画」（平成 15 年度～平成 24 年度）を策定し、平成 20 年 4 月には社会情勢の変化や国の第 2 次男女共同参画基本計画の考え方を反映し、「金沢市男女共同参画推進行動計画」の改定（平成 20 年度～平成 24 年度）を行い、男女共同参画の施策を推進してきたところです。中でも、「安心して産み育てる子育て等の支援」を推進してきた結果として、特別保育や児童クラブ、子育てサロンや子育て夢ステーション事業など、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実が推進されました。

さらに、平成 19 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）の第 2 次改正に伴い、平成 22 年 3 月に「金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」（平成 22 年度～平成 26 年度）を策定するとともに、同年 4 月には女性相談支援室（配偶者暴力相談支援センター機能を有する）を設置し、配偶者からの暴力の早期発見、相談支援及び防止啓発に積極的に取り組んでいるところです。

しかしながら、社会の固定的な性別役割分担意識は未だ根強く、方針立案・決定過程への女性の参画は目標を達成できない状況です。また、男性の長時間労働や仕事中心のライフスタイルからの転換も進んでいないことから、仕事と家事・育児・介護等の両立は、男女を問わず依然として難しい現状にあります。

本市においても、少子・高齢化の進展と人口の減少、家族形態の多様化と人間関係の希薄化、雇用・経済活動の低迷等の社会情勢の変化に対応するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援策」、「人権施策」等の関連施策を総合的に取り組み、女性を始めとする多様な人材の活用による社会の活性化と、男性や子どもにとって暮らし易いまちづくりを進めることが、喫緊の課題となっています。

そこで、このような社会情勢の変化や市民意識調査結果を踏まえるとともに、国や県の動向を勘案し、男女共同参画社会の実現に向けて、今後 10 年間の目標と施策の方向性を示す、新たな計画を策定することとしました。

## 2 計画の期間

平成 25 年(2013)年度から平成 34 年(2022)年度までの 10 年間

## 3 計画の基本理念

金沢市男女共同参画推進条例第 3 条の基本理念に基づき、男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で生き生きと輝くことのできる社会の形成を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女が固定的な役割を強制されることなく、多様な生き方を選択できる社会
- (3) 男女が社会の構成員として、市の政策又は方針の立案及び決定に平等に参加する機会が確保される社会
- (4) 男女が社会的・文化的な性別(ジェンダー)をこえて、家庭生活及びその他の社会生活において責任を共に担う社会
- (5) 男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (6) 男女が国際社会における男女共同参画の取り組みと協調し、連携を深め合う社会

## 4 計画の基本的視点

金沢市男女共同参画推進条例にのっとり施策を推進していくに当たり、次のことを基本的視点とします。

基本的視点は、具体的施策を策定する際の判断基準であるとともに、施策を実行する際に重視する点となります。

基本的視点は、施策全体にかかるものであり、基本目標、課題、施策の方向等の流れを縦糸とすれば、施策全体を貫く横糸となるものです。

- (1) 男女の人権の尊重  
男女が性別による差別的な扱いを受けず、一人ひとりの人権が尊重されること。
- (2) あらゆる分野での男女のパートナーシップの実現  
「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担を前提とする社会のシステム慣行を見直し、あらゆる分野で男女が自立した対等なパートナーとして力を合わせていくこと。
- (3) 女性が力をもった存在になること(エンパワーメント)の促進  
女性が自らの意識や能力を向上させ自己決定の力を身につけ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。
- (4) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の具体化  
社会のあらゆる分野で事実上生じている男女間の格差を改善するため、必要に応じて積極的改善措置を具体化すること。

## 5 計画策定にあたっての考え方

国の第3次男女共同参画基本計画や昨年度実施した市民意識調査の結果を踏まえ、本市の特徴を活かした計画とします。

### (1) 計画の特徴

#### ① 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

- ・ 審議会やあらゆる分野における指導的立場への女性の参画の拡大

#### ② 地域コミュニティ活動等における男女共同参画の推進

- ・ まちづくり、地域活動、防災分野等において男女を問わない参画の推進

#### ③ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 安心して産み育てることができるよう、子育て支援策の充実
- ・ 女性が能力を十分に発揮し、経済社会に参画できるような支援
- ・ 男女がともに仕事と生活が調和した働き方ができるよう、事業者や市民に対して積極的な働きかけ

#### ④ メディア表現等における意識改革

- ・ ネットワークメディアや、携帯電話の急速な普及に伴う人権侵害や、メディアにおける人権意識の強化

#### ⑤ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の充実

- ・ 金沢市DV防止基本計画（H22年策定）の推進

### (2) 計画の推進

① 計画には、各課題の解決のため施策の方向性を示し、124の施策とその具体的な取り組みについて掲載しています。

② 具体的な施策の取り組みについては、「拡充」「継続」「新規」と方向を記載しています。（意味は以下のとおり）

方向性	意味
拡充	現行の制度・事業を継続して、量的あるいは質的に向上させるもの または量的にも質的にも向上させるもの
継続	現行の制度・事業を継続して、必要に応じて改善を行うもの
新規	新たに設置、実施するもの